養　殖　瓦　版

平成３１年３月２０日発行
（第１９号）

発　行：千葉県水産総合研究センター・生産技術研究室
千　葉　県　農　林　水　産　技　術　会　議

〒295-0024　千葉県南房総市千倉町平磯 2492
電話：0470-43-1111 ファックス：0470-43-1114
ｅメール：chiba-pfrc@mz.pref.chiba.lg.jp

水産用抗菌剤の取扱いについて

養殖業者の皆さんへ！
水産用抗菌剤の購入に必要な手続きを、いま一度、お知らせします。

平成30年１月より、食用の養殖水産動物に使用する抗菌剤を購入する際に、専門家が交付する「使用指導書」を必要とする新たなしくみが始まっています。具体的な手順は次のとおりです。

① 抗菌剤を使う場合、県水産総合研究センター（担当部署に魚類防疫員等の専門家がいます。）に「水産用抗菌剤使用指導書交付申請書」を水産用医薬品の「使用記録票」（過去 1 年分）の写しを添えて提出し、「水産用抗菌剤使用指導書」の交付を受ける。

② 交付された「水産用抗菌剤使用指導書」（有効期限は交付から 1 年）の写しを動物医薬品の販売店に提出し、必要量を購入する。

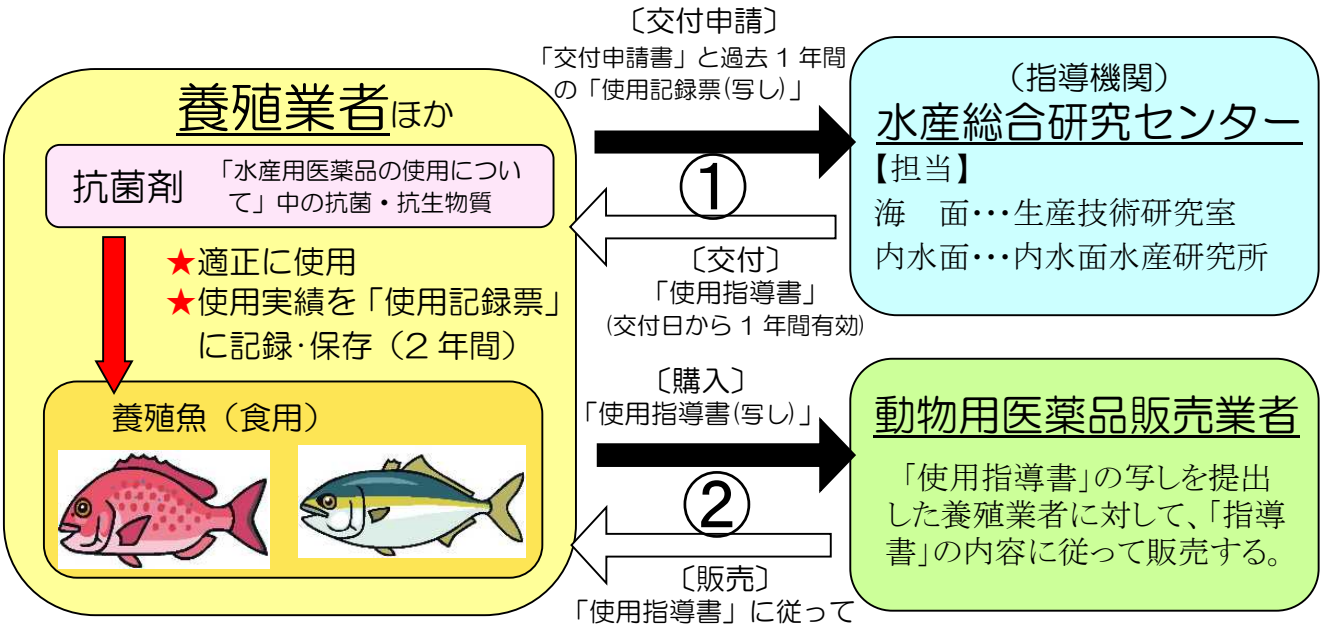

○「抗菌剤」は、農林水産省から発行されている「水産用医薬品の使用について」第31報（平成30年１月）の表 1：水産動物種別医薬品一覧の中の「抗菌・抗生物質」を指します。

○「使用記録票」には抗菌剤及びその他の水産用医薬品を使用したときに使用内容を記録してください。様式は、「水産用医薬品の使用について」第 31 報に掲載されています。

○「水産用抗菌剤使用指導書交付申請書」の様式は、県水産総合研究センター生産技術研究室にお尋ねください。

この手続きは、薬剤耐性菌の出現・伝播を防止する対策の一つとして導入されました。今後も関係法令や手続きを順守し、効果的な対策に努めることが重要です。

養殖魚の調子どうも良くないが原因がわからない。なにか対策はあるだろうか？薬は使えるだろうか？等の不明なこと、気になることがありましたら下記まで連絡下さい。

【生産技術研究室】
（電話番号）0470-43-1120　（担当者）　内山、早川、小宮、武田